

2020年7月27日

中華人民共和国
最高人民法院
民事審判第三庭 御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

最高人民法院による「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題 についての回答（意見募集稿）」についての意見

日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment）は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約243社です。

当組合の知的財産権問題専門委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、強い関心を持っております。

この度、意見を募集されている「ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答（意見募集稿）」について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 第3条の「主観的な過失がなかった」及び「誤った通知」の意味

（1）意見募集稿関連条文

第3条 知的財産権利者による削除要請通知の内容が、客観的事実とは一致しないものの、その証拠により主観的な過失がなかったことを証明した場合、人民法院は、それが誤った通知には当たらないと認定し、通知に起因する民事責任を負担しないこととしなければならない。

（2）分析

- ①「主観的な過失がなかった」という文言が不明確である（例えば、知的財産権利者が、商品に付されたロゴマークが変形していること、商品の色合いが真正品と異なることのみを理由として削除要請を行った場合、「主観的な過失がなかった」といえるかは不明である）。
- ②「誤った通知」という文言が不明確である（例えば、これが電子商取引法第42条の

「通知ミス」を意味するのかは不明である)。

(3) 意見

- ①「主観的な過失がなかった」の意味を明確化し、これに該当する具体例を列挙していただきたい。
- ②「誤った通知」の意味を明確化していただきたい。

2. 第4条第4文の「初歩的な証拠」

(1) 意見募集稿関連条文

第4条 ネットワークユーザー、電子商取引プラットフォーム内事業者は、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者が転送した通知を受け取ると、ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者に、侵害行為不存在の声明を提出することができる。声明を受けたネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、通知を出した知的財産権利者に当該声明を転送し、関連部門にクレームを申し立てるか又は人民法院に訴訟を提起することができる旨を告知しなければならない。ネットワークサービスプロバイダー、電子商取引プラットフォーム事業者は、転送された声明が権利者に届いた後、合理的な期限内に権利者がクレームを申し立てたか又は訴訟を提起した旨の連絡を受け取らなかった場合、講じた措置を速やかに終了しなければならない。上述の声明には、侵害行為の不存在に関する初歩的な証拠及びネットワークユーザーの真実な個人情報が含まなければならない。

(2) 分析

本条第4文の「初歩的な証拠」とはどのような証拠を意味するかが不明確である。権利者はこの証拠に基づいて人民法院への訴訟提起又は行政機関への処理申立等の手続を行うのであるから、「初歩的な証拠」ではなく、「合理的な証拠」であるべきである。

(3) 意見

本条第4文の「初歩的な証拠」を「合理的な証拠」に修正していただきたい。

以上